

個人情報の利用目的の公表について

大倉健康保険組合（以下「当組合」という。）におきましては、被保険者やその家族（以下「加入者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関に受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用します。当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイダンスにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

したがって、当組合においては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

なお、健康保険組合の事業実施にあたり、下記業務の一部を外部に委託しております。業務委託にあたり、委託事業者へ情報提供いたしますが、「関係法令等の遵守」、「組合の事業目的以外に利用しない」旨の契約を交わすとともに、委託事業者における適切な取扱い、安全管理措置がはかられていることを定期的に監督しています。

1. 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。

- ・当組合加入時の「被保険者資格取得届」「被扶養者（異動）届」の記載事項（被保険者等の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、報酬月額等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という。）を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険事業全般に利用します。
- ・「被保険者（異動）届」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書などの収入等判定書類によって、認定作業を行います。
- ・「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」のチェック作業が終了した後、対象者には資格確認書の発行を行います。
- ・「被保険者資格喪失届」の提出の際に、資格確認証を返還していただき、チェックの上、一定期間保管後に廃棄処分いたします。
- ・「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データ変更等を行います。

- ・「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費追加、各種保険事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等に利用します。
 - ・「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することもあります。
 - ・医療機関・健診機関や他の保険者（市区町村、年金事務所を含む。）から資格喪失か否かなど保険診療または健診受診の紹介があった場合、相手先確認の上、「マスター」の被保険者等の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者か資格喪失者かについて回答します。
 - ・資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の被保険者等の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
 - ・「算定基礎届」、「月額変更届」「賞与支払届」他によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）徴収を行います。また、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。
 - ・「マスター」作成及び入力処理の一部、資格確認書の発行、保険料納入告知書等の作成を健康保険業務システム業者「UBS ユニバーサル・ビジネス・ソリューションズ(株)」に委託しています。
 - ・健診受診申込者について「マスター」の被保険者等の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データを契約健診機関「大阪中央病院」他に渡し、健診結果の送付に利用します。
 - ・一般医役品を被保険者に配布・斡旋するため、「マスター」の被保険者等の記号番号、氏名、データを「(株) 白石薬品」に渡し仕分け配布に利用します。
2. 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。
- ・業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。
 - ・給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
 - ・傷病手当金の請求者について、レセプトデータ・給付記録（他の保険者も含む）を用いて確認し、場合によっては主治医に治療状況等を確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。
3. レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりの情報を健康保険組合の業務に利用します。

- ・レセプトデータチェックをし、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し、再審査請求を行います。
 - ・レセプトデータの内容審査・点検業務を審査点検業者「ガリバー・インターナショナル(株)」に委託しています。
 - ・再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、被保険者等の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認します。
 - ・レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象抽出に利用します。
 - ・レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。
 - ・レセプトデータを基に、高額療養費等の支給決定を行います。
 - ・レセプトデータを参考にし、柔道整復療養費の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。なお、柔道整復療養費等に係る内容審査・点検業務を審査点検業者「(株) ケーシップ」に委託しています。
 - ・レセプトデータを基に、「(株) ケーシップ」に委託し、医療費通知を加入者に通知します。
 - ・交通事故等第三者行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社等に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。
 - ・健保連が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトコピーとその内容の一部を記載した申請書を健保連・高額医療グループに送付し、医療費の助成を受けます。
4. 健康診断（人間ドック）については、健診委託期間（大阪中央病院他）で実施します。
- ・結果数値については、受信者に通知するとともに、その数値データを健診委託機関から受け取り、当組合の業務処理コンピューターに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
 - ・健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業や保険指導の参考資料とします。
 - ・健康診断データを特定保健指導の初回面談に利用します。
 - ・健康診断データを事後指導や個別面談者のリスト作成及び各種教室の参加案内送付対象者抽出に用います。
 - ・面談者から聴取した個人情報（病歴、家族構成、食生活、運動状況等）を保健指導及び栄養指導に利用します。

- ・健康診断の結果から特定保健指導対象者を抽出し、保険指導委託業者「(株) HNC」他による特定保健指導を行っています。

5. 特定個人情報について

特定保健情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理するもの間で情報連携を実施する（例：健保組合の不要認定に際して、市区町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄、消去などを行います。

- (1) 各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書管理規定に基づき、規定保存年数まで保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規定に基づき、適正に保存管理を行います。
- (2) 規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読み取れない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、母体と共同で廃棄業者へ委託及び廃棄業者「寺田倉庫（株）」に委託し、溶解処理を行います。また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトウェアによってデータが読み取れないようにして、廃棄またはリース返却します。なお、当組合の保有する個人情報については、当組合の実施する健康保険事業以外には用いません。

6. 開示の方法

個人情報の開示手続き等については下記に連絡ください。

連絡先：大倉健康保険組合 事務担当者
大阪市北区天神橋2丁目北1-21
06-6766-4981

7. 苦情等の申出先

苦情等申出については下記に連絡ください。

連絡先：大倉健康保険組合 事務担当者

大阪市北区天神橋 2 丁目北 1-21

06-6766-4981

大倉健康保険組合の個人情報の管理責任者

- ・ 個人情報取扱責任者：常務理事
- ・ 業務委託先：健康保険組合システムベンダー
「ユニバーサル・ビジネス・ソリューションズ（株）」
- ・ 健康保険組合連合会高額医療グループ